

## 「あいち消防団応援の店」事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、消防団活動の活性化及び消防団員の確保を図り、もって地域防災力の充実強化に資するため、愛知県内の消防団員及びその家族（以下「団員等」という。）に対し、サービス等の提供をすることにより消防団を応援する企業及び店舗等（以下「応援の店」という。）の登録等に関し、必要な事項について定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 この制度は、愛知県が愛知県消防協会と相互に協力し実施するものとする。

### (応援の店に関する基本的な考え方等)

第3条 応援の店は、第1条の趣旨に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。

- 2 この要綱におけるサービス等とは、団員等が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等を始めとした各種サービスのことをいう。

### (登録)

第4条 応援の店に登録しようとする企業及び店舗等は、「あいち消防団応援の店登録申込書（様式第1号）」（以下「申込書」という。）を愛知県防災局消防保安課長（以下「消防保安課長」という。）に提出するものとする。

- 2 消防保安課長は、申込書の内容を審査し、応援の店に登録する。ただし、次に掲げる企業及び店舗等については、登録を行わないこととする。
  - (1) 宗教活動及び政治活動に関するもの
  - (2) 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34条）に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者が経営するもの
  - (3) 各種法令等に違反しているものまたはその恐れのあるもの
  - (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、消防保安課長が適当でないと認めるもの

### (表示証の交付)

第5条 消防保安課長は、応援の店の登録を行ったときは、「あいち消防団応援の店」表示証（様式第2号及び様式第2号の1。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

### (表示証の表示)

第6条 応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 表示証を交付された店舗等の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、ホームページ、映像その他の広告

(団員カード等の交付)

第7条 愛知県等は、市町村を経由して、団員等に対し、愛知県内の消防団員であることを示すカード（様式第3号。以下「団員カード」という。）及び、消防団員の家族であることを示すカード（様式第4号。以下「家族カード」という。）を消防団員1名につき1枚、交付するものとする。ただし、第9条の規定において、愛知県内の市町村が交付する消防団員証及び応援の店利用証等（以下「消防団員証等」という。）又は消防団員家族利用証等（以下「家族利用証等」という。）を提示する場合においては、この限りでない。

(団員カード等の有効期限)

第8条 団員カード及び家族カードの有効期限は、発行日から5年以内とし、団員カード及び家族カードに記載する日までとする。ただし、有効期限前に消防団を退団したときは、その日までとする。

(団員カード等の提示)

- 第9条 消防団員は、応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、団員カード又は消防団員証等、消防団員であることを示すものを提示しなければならない。
- 2 消防団員の家族が応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、家族カード又は家族利用証等、消防団員の家族であることを示すものを提示しなければならない。

(遵守事項)

- 第10条 団員等は、応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、次に掲げる事項について遵守しなければならない。
- (1) 団員カード及び家族カード並びに消防団員証等及び家族利用証等を不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。
  - (2) 応援の店が定めるサービス等に関して強要しないこと。
- 2 前項の規定に違反して、応援の店に損害を与えたときの責任は、団員カード若しくは家族カード又は消防団員証等若しくは家族利用証等の所有者本人が有する。

(応援の店の公表)

第11条 消防保安課長は、応援の店の名称、住所及びサービス等の内容等を、ホームページ等により公表するものとする。

(登録の取消)

第 12 条 消防保安課長は応援の店が事業を廃止等したとき又は偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、又は第 4 条第 2 項各号に掲げる者に該当することが明らかになったとき、その他応援の店としての登録が適当でないを認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された応援の店は、速やかに表示証を消防保安課長に返還しなければならない。

(登録の変更)

第 13 条 第 4 条に規定する登録を受けた応援の店は、当該登録の内容を変更し、又は当該登録を廃止しようとするときは、1 か月前までに、「あいち消防団応援の店登録変更・廃止届書 (様式第 5 号)」を消防保安課長に提出しなければならない。

2 消防保安課長は、前項に規定する届出を受けた場合は、当該登録を変更又は抹消するものとする。

3 前項の規定により登録を抹消された応援の店は、速やかに表示証を消防保安課長へ返還しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防保安課長が別に定める。

附則 この実施要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附則 この実施要綱は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。